

## トピックス

- [金誠同達の 6 の業務分野、チェンバース&パートナーズの「グローバル法律ガイドライン 2024」にランク入り](#)

## 法令速報

- [国務院独占禁止反不正当竞争委員会、事業者団体独占禁止ガイドラインを公布](#)
- [応急管理部、「生産安全事故過料処罰規定」を公布](#)
- [国務院、企業結合申告基準を改正](#)
- [中国大陸地区と香港の裁判所、民商事案件の判決を相互に認可し執行](#)

## 弁護士コラム

- [有限責任会社の株主の出資に関する 10 の Q&A ——新「会社法」解説連載シリーズその二](#)

**金誠同達の 6 の業務分野、チェンバース&パートナーズの「グローバル法律ガイドライン 2024」にランク入り**

2024 年 2 月 15 日に世界的に権威のある法律事務所の格付け機関であるチェンバース&パートナーズ (Chambers and Partners) は「グローバル法律ガイドライン 2024」(Chambers Global Guide 2024) のランキングを公開しました。先日、金誠同達は同機構の大中華地区法律ガイドラインにもランク入りを果たしましたが、今回は高い専門性の水準とクライアントの方々からの良好なご評価を基にグローバルガイドラインにおけるご推薦にもあずかり、合わせて 6 項の業務分野がランク入りを遂げました。これには具体的には次のものが含まれています。

- 国際貿易/WTO: アンチダンピング・補助金相殺関税調査対応側 (第一等級)
- エネルギー・自然資源

- 会社/ M&A
- 国際貿易: 税関、輸出管理・経済制裁
- 国際・越境争議
- 争議解決

### 国務院独占禁止反不正当竞争委員会、事業者団体独占禁止ガイドラインを公布

2024年1月12日に国務院独占禁止反不正当竞争委員会は「事業者団体に関する独占禁止ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を公布した。「ガイドライン」は公布日から施行されている。

「ガイドライン」においては「事業者団体は競争を排除・制限する内容を含む事業者団体の定款・規則・決定・通知・意見・標準・自律公約の制定・公開等の方法を通じて自らの業界の事業者の独占的協定の達成を組織してはならず、入会要求設定、保証金没収、違約金設定、会員権益制限、会員資格取消し、通告・けん責、共同ボイコット、経営活動一時停止などの方法を採用して自らの業界の事業者の独占的協定の実施を組織してはならない。」という旨が明確にされている。このほかにも「ガイドライン」においてはさらに「事業者団体は自らの業界の事業者の独占的協定達成・実施のために利便性の高い条件を提供する可能性のある行為(例えば自らの業界の事業者の競争上の機微情報をめぐる交換・検討・報告の推進等)への従事を回避しなければならない。」という旨が強調されている。

(出典:

[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fldzfys/art/2024/art\\_3ce3a7fec76146cfb8a7927db10683b2.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fldzfys/art/2024/art_3ce3a7fec76146cfb8a7927db10683b2.html))

### 应急管理部、「生産安全事故過料処罰規定」を公布

2024年1月15日に应急管理部は「生産安全事故過料処罰規定」(以下「規定」という。)を公布した。「規定」は2024年3月1日から施行される。

「中華人民共和国安全生産法」の規定に基づいて「規定」においては一般的な事故、比較的に大きな事故、重大な事故および特別に重大な事故を対象とする過料の金額、ならびに事故発生組織の主要責任者による法令のとおり安全生産管理上の職責の未履行による生産安全事故惹起等の違法行為を対象とする過料の金額に対する細分化が行われており、さらには「中華人民共和国安全生産法」第96条の規定に従って事故発生組織のその他の責任者と安全生産管理者による法令のとおり安全生産管理上の職責の未履行による生産安全事故の惹起を対象とする過料徴収に関する規定も増加されている。例えば、「規定」によると事故発生組織の主要責任者が法令のとおり安全生産管理上の職責を履行せずに事故の発生がもたらされた場合には当該部門は次の規定に従って同者を過料に処する。

- ① 一般的な事故が発生したときは、前年度年間収入の40%の過料に処する。
- ② 比較的に大きな事故が発生したときは、前年度年間収入の60%の過料に処する。
- ③ 重大な事故が発生したときは、前年度年間収入の80%の過料に処する。
- ④ 特別に重大な事故が発生したときは、前年度年間収入の100%の過料に処する。

(出典: [https://www.mem.gov.cn/gk/zfxgkpt/fdzdgknr/202401/t20240115\\_475152.shtml](https://www.mem.gov.cn/gk/zfxgkpt/fdzdgknr/202401/t20240115_475152.shtml))

### 国務院、企業結合申告基準を改正

2024年1月26日に国務院は「企業結合申告基準に関する規定(2024年改正)」(以下「規定」という。)を公布した。「規定」は公布日から施行されている。

従来の企業結合申告基準に比べると「規定」においては企業結合売上高申告基準が引き上げられており、具体的には次のとおりとなっている。

- 1 企業結合に参加する全事業者の前会計年度の世界的な合計売上高基準は、現行の人民元100億元の超過から、人民元120億元の超過に引き上げられる。
- 2 企業結合に参加する全事業者の前会計年度の中国国内の合計売上高基準は、現行の人民元20億元の超過から、人民元40億元の超過に引き上げられる。
- 3 企業結合に参加する全事業者中の少なくとも二名の事業者の前会計年度の中国国内の売上高基準は、現行の人民元4億元の一律の超過から、人民元8億元の一律の超過に引き上げられる。

「規定」においては市場参入時のハードルがより一層引き下げられており、企業結合制度を遵守する上でコストが低下し、投資と合併買収が促進され、独占禁止に対する監督管理の面における法執行上の作用が相応に引き上げられている。

(出典: [https://www.gov.cn/zhengce/content/202401/content\\_6928387.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202401/content_6928387.htm))

### 中国大陸地区と香港の裁判所、民商事案件の判決を相互に認可し執行

2024年1月15日に最高人民法院は「中国大陸地区と香港特別行政区の裁判所による民商事案件判決の相互認可と執行に関する手配」(以下「手配」という。)を公布した。「手配」においては中国大陸地区と香港の裁判所における民商事案件発効判決の相互認可と執行事項をめぐる明確化が行われており、「手配」は1月29日から施行されている。

「手配」によると中国大陸地区において香港の裁判所の判決の認可と執行を申請する場合には、これを申請者の住所地または被申請者の住所地もしくは財産の所在地の中級人民法院に提起し、香港において中国大陸地区の裁判所の判決の認可と執行を申請する場合には、これを香港高等法院に提起する。判決認可・執行申請の期間・手続・方法は請求受理側の法律の規定に依拠しなければならない。判決の認可と執行を申請する場合には請求受理側の訴訟費用徴収に係る法律と規定に基づいて費用を納付しなければならない。

(出典: <https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/424082.html>)

## 有限責任会社の株主の出資に関する 10 の Q&amp;A

## ——新「会社法」解説連載シリーズその二

弁護士 韓尚武

今回の連載稿におきましては Q&A の形式をもちまして新「会社法」における有限責任会社(以下「会社」という。)の株主の出資にかかわる規定をめぐるご説明と解説を行わせていただきます。

**Q1 株主はどのような形式で会社に出資できるのか？**

A1 株主は貨幣を用いて出資することができるとともに、実物、知的財産権、土地使用権、持分、**債権**などの貨幣を用いた評価が可能で法による譲渡も可能な非貨幣性資産を用いて査定後に出資することもできます。実践におきましては「デット・エクイティ・スワップ」の出資方法は既に存在していますが今回の新「会社法」におきましてはこの種の出資方法の合法性が法律の面から初めて明確にされており、今後は「デット・エクイティ・スワップ」の方法をもって会社の再編が行われる状況が必然的に更に増加します。

**Q2 もしも株主が貨幣以外の財産で会社に出資するのであればその価値はどのように確定されるのか？**

A2 株主は仮に非貨幣性資産(例えば知的財産権、持分、債権など)をもって会社に出資する場合には**査定評価の実施を資格を有する評価会社に委託しなければならず**、財産を確認する過程におきましては過大または過少に査定評価を行うことはできません。

仮に株主が会社登記時に登録資本を虚偽報告した場合には会社登記機関からは是正が命ぜられ、会社は虚偽報告した登録資本金額の百分の五以上百分の十五以下の過料に処せられます。情状が深刻な場合には刑事責任が追及されるおそれもあります。

**Q3 株主の出資期限はどのように確定されるのか？**

A3 一般的な会社ですと、株主は会社定款の規定する期限に従って自らが引き受けた出資金を納付しなければならず、この期限は**会社の設立日から最長でも 5 年を超過することができません**。

**Q4 株主はもしも定款の定める期限のとおりに出資金を納付しなければどのような責任を負担するのか？**

A4 株主は期限のとおりに出資金を満額納付しなかった場合には、これを会社に満額納付しなければならぬだけでなく、さらには**会社にもたらされた損失に対する賠償責任を負担しなければなりません**。

このほか、仮に株主が会社定款の規定する出資日のとおりに出資金を納付しなかった場合には会社は出資金の納付を株主に督促することができます。仮に会社の督促を経ても株主が依然として出資義務を履行しなかった場合には会社は董事会決議を経て失権通知をこの株主に発送することができます。**失権通知の発送日をもってその株主は自らの出資金を納付していない持分を喪失します**。

**Q5 一名の株主が定款の定める期限のとおりに出資金を納付しなければほかの株主にも影響が及ぶのか？**

A5 有限責任会社の設立時に株主が会社定款の規定のとおり実際に出資金を納付せず、または実際に出資した非貨幣性資産の実質的な価格が自らの引き受けた出資額を明らかに下回っていた場合には、**設立時のその他の株主は出資不足の範囲においてこの株主と連帯責任を負担します**。

**Q6 株主が定款の定める期限のとおりに出資金を納付していなければ会社の董事がこれに責任を負うのか？**

A6 有限責任会社の設立後に董事会は株主の出資状況に対する検証を行わなければならない、株主が期限

のとおり会社定款の規定する出資金を満額納付していないことを発見した場合には会社がこの株主に書面の納付督促を発送して出資金の納付を督促しなければなりません。前述の義務を速やかに履行せずに損失が会社にもたらされた場合にはこれに責任を負っていた董事は賠償責任を負担しなければなりません。

Q7 定款の定める出資期限に達する前に株主は出資金を早めに納めるように求められることもあるのか？

A7 会社が満期の債務を弁済することができない場合には、会社または債権が既に満期を迎えた債権者は出資を既に引き受けており出資期限を迎えていない株主に出資金の早期納付を要求することができます。

Q8 新「会社法」の実施前から運営されている会社の定款の定める引受出資期限が 5 年以上なのだがどうすればいいのか？

A8 一般的な新「会社法」の施行前に既に設立されている会社(以下「既存の会社」という。)は、仮に定款の規定する出資期限が新「会社法」の規定する 5 年の期限を超過している場合には、新「会社法」の規定する期限以内へと段階的に調整しなければなりません。

2024 年 2 月 6 日に市場監督管理総局は「国務院『中華人民共和国会社法』の登録資本登記管理制度の実施に関する規定(意見募集稿)」(以下「意見募集稿」という。)を公布して社会からの意見を公募しました。

意見募集稿におきましては「既存の会社は新『会社法』発効後の 3 年以内に、残りの出資期限を 5 年以内へと調整しなければならない。」という旨が明確に要求されており、すなわち、3 年の過渡期が既存の会社に与えられています。具体的に述べますと、新「会社法」の施行前に設立された会社は 2027 年 7 月 1 日の時点で残りの出資期限が 5 年を超えていない場合には出資期限を調整する必要はありませんが、その時点で残りの出資期限が 5 年を超えている場合には過渡期の間に残りの出資期限を 5 年以内へと調整しなければなりません。調整後の株主の出資期限はこれを会社の定款に記載した上で国家企業信用情報公示システム上において法により社会に公示しなければなりません。

Q9 もしも既存の会社が 3 年の過渡期の間に出資期限を調整したくないのであればほかの対応方法もあるのか？

A9 前述の意見募集稿によりますと、既存の会社が過渡期の間における出資期限の調整を希望しない場合には減資を行うこともできます。減資を申請する場合において既存の会社が次の条件を満たしているときは、これを国家企業信用情報公示システムを通じて二十日間社会に公示し、公示期間中、債権者がこれに異議を唱えなかった場合には会社は申請書と確約書をもって登録資本金変更登記を処理することができます。

① 未清算の債務の不存在、または債務が払込資本金よりも明らかに低い等の状況

② 減資前の会社の債務に対する既存の出資引受額の範囲における連帯責任の負担に関する株主全員の確約

③ 会社の債務履行能力と経営維持能力の不侵害に関する董事全員の確約

上述の条件を満たしていない既存の会社は新「会社法」の第 224 条や第 225 条などの規定に従って減資を処理しなければなりません。

Q10 既存の会社が登録資本金を調整するとどのような企業に政府当局からの重点的な関心が払われるのか？

A10 新「会社法」におきましては「出資期限または出資額が明らかに異常な既存の会社に対して会社登記機関はこれを速やかに調整するよう当該会社に法により要求することができる。」という旨が規定されている。

ます。また、意見募集稿におきましては「出資期限が 30 年を超過または出資額が 10 億円を超過している既存の会社に対しては会社登記機関は株主の出資能力、主力業務項目、資産規模などの状況を踏まえて登録資本金の真実性に対する検討と判断を行うことができる。会社登記機関は会社の出資期限または出資額に明らかな異状が確かに存在しているものと認定したときは、省級市場監督管理部門の同意を経た後に、6 か月以内に出資期限または出資額に対する調整を行うよう当該会社に法により要求することができる。調整後の出資期限は 2027 年 7 月 1 日以降の 5 年間を超過してはならない。」という旨が更に規定されています。

(次号につづく)

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見をおもちの方は [newsletter@jtn.com](mailto:newsletter@jtn.com) までご連絡ください。
- 本誌の内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承ください。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtn.com/JP>